

振動の処理方法概要書

(単位 デシベル)

条例施行規則別表第1の指定施設の名称及び事業所内の名称を記入してください。

発生源の振動レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。

① 発生源である施設等	61(1) ボイラー B-2		
Ⓐ 発生源での振動レベル	1 m 62 d B	m d B	m d B
振動対策による減衰値	Ⓑ 振動源対策による減衰	d B	
	振動源対策の内容		
	Ⓒ 距離減衰	103m 26.2 d B	
	Ⓓ 基礎対策による減衰	d B	d B
	基礎対策の内容		
Ⓔ 減衰値合計 Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ	26.2 d B	d B	d B
② 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号	A		
Ⓕ 敷地境界線上の振動レベル予測値 Ⓐ-Ⓔ	36 d B	d B	d B
施設の使用時間	8時00分～ 20時00分	時 分～ 時 分	時 分～ 分
当該事業所に適用される規制基準	【午前8時から午後7時まで】 70 d B	【午後7時から午前8時まで】	65 d B
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 発生源での振動レベルの根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面 <input checked="" type="checkbox"/> 振動源対策又は基礎対策による減衰の根拠を明らかにする書類		

振動源対策の内容の欄には、緩衝材、ばねの設置等の振動を減衰させる方法及び減衰値を具体的に記入してください。減衰値は、設計によって異なるので、各メーカーと相談のうえ記入してください。

基礎の改良、重量化等の振動の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。

当該事業所が位置している用途地域に適用される規制基準値を記入してください。

備考 1 発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数

記入内容(発生源での振動レベル・敷地境界までの距離等)がわかる図面等を添付してください。

だけ記入してください。

- 2 振動源対策の内容の欄には、緩衝材、ばねの設置等の振動を減衰させる方法を具体的に記入してください。
- 3 距離減衰の欄には、発生源の振動レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。
- 4 基礎対策の内容の欄には、基礎の改良、重量化等の振動の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。
- 5 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の振動が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内に✓印を記入してください。